

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則(平成22年近江八幡市教育委員会規則第19号)第5条第1項ただし書の規定に基づき、通園及び通学区域(以下「通学区域」という。)の弾力化制度(以下「制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(平31教委告示6・一部改正)

(制度を適用する学校等)

第2条 制度を適用する学校等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 沖島小学校へは、市内全域から通学することができる。
- (2) 島小学校、馬淵小学校、武佐小学校及び老蘇小学校へは、八幡小学校、岡山小学校、金田小学校、桐原小学校、桐原東小学校、北里小学校及び安土小学校の通学区域から通学することができる。
- (3) 八幡小学校及び桐原東小学校へは、金田小学校の通学区域から通学することができる。
- (4) 制度を利用し、八幡小学校、島小学校及び沖島小学校を卒業する児童は八幡中学校に、馬淵小学校及び武佐小学校を卒業する児童は八幡東中学校に、桐原東小学校を卒業する児童は八幡西中学校に、老蘇小学校を卒業する児童は安土中学校に通学することができる。
- (5) 沖島幼稚園及び馬淵こども園へは、市内全域から通園することができる。
- (6) 第2号の規定にかかわらず、制度を利用し、馬淵こども園(短時部)を卒園する園児は、馬淵小学校に通学することができる。

(平26教委告示15・平27教委告示27・平28教委告示28・平31教委告示6・令4教委告示6・一部改正)

(対象者)

第3条 制度を利用することができる園児及び児童(以下「対象者」という。)は、就園及び就学する時点において本市に住民登録し、入園又は入学する学校等に、原則として卒園又は卒業まで通園又は通学するものとし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 制度利用の申請期間(以下「申請期間」という。)の翌年度の4月に幼稚園に入園する者又は小学校に入学する者及び年度途中で市外から転入する者で、通学区域以外の学校等に通園又は通学を希望する者
- (2) 在籍園児又は在籍児童のうち、申請期間の翌年度の4月に転園又は転校を希望する者

(平31教委告示6・令4教委告示6・一部改正)

(制度の利用時期)

第4条 制度を利用する時期は、毎年度4月入園若しくは入学又は進級時からとする。ただし、年度途中で市外から転入する者については、転入時に利用することができる。

(令4教委告示6・一部改正)

(申請等)

第5条 制度の利用を希望する対象者の保護者は、通学区域の弾力化制度利用申請書(別記様式第1号)を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは、通学区域の弾力化制度利用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付する。

3 申請期間は、毎年度、教育委員会が定める期間とする。ただし、年度途中で市外から転入する者については、転入時に制度利用の申請を行うことができる。

(平31教委告示6・令4教委告示6・一部改正)

(許可)

第6条 制度の利用の許可は、学級の定数に余裕がある場合にのみ行うものとする。

(平28教委告示28・全改、令4教委告示6・一部改正)

(抽選)

第7条 教育委員会は、特定の学校等に希望者が集中し、全員の受入れが困難な場合は、公開による抽選を行い、入園又は入学する園児又は児童を決定することができる。ただし、八幡幼稚園、金田幼稚園、八幡小学校又は金田小学校を通学区域とする希望者及び兄弟姉妹が希望する学校等に通園又は通学している場合は、抽選によらないで優先して利用の許可ができるものとする。

(平31教委告示6・一部改正)

(学校等の事前公開)

第8条 学校等は、制度の利用を希望する者に学校等を事前公開するため、それぞれ公開日及び公開方法を決定し、見学希望者に応じるものとする。

(平28教委告示28・全改)

(通園及び通学の方法等)

第9条 制度を利用する場合における学校等への通園及び通学途上の安全管理は、保護者の責任とする。

2 制度を利用する場合において、学校等への通園及び通学にかかる時間は概ね片道1時間以内とし、通園及び通学の方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 小学校への通学 原則として学校等が指定する最寄りの集合場所からの集団登校又は公共交通機関(市民バスを含む。)を利用するものとし、自転車による通学は認めない。

(2) 幼稚園への通園 保護者が行うものとする。

(平31教委告示6・一部改正)

(保護者の協力)

第10条 制度を利用する園児及び児童の保護者は、学校等の教育方針に賛同し、園児及び児童の学習活動が続けられるよう、学校等の行事及びPTA活動に協力し、参加するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(令2教委告示2・旧第1項・一部改正)

付 則(平成26年教委告示第15号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年教委告示第27号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年教委告示第28号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年教委告示第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和元年教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

付 則(令和2年教委告示第2号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年教委告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和4年教委告示第6号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

(令3教委告示15・全改)

通学区域の弾力化制度利用申請書

年 月 日

近江八幡市教育委員会 宛

保護者氏名

※署名（自筆）又は記名押印

本人（児童・園児）との続柄（ ）

次のとおり、通学区域の弾力化制度の利用を申請します。

なお、希望する小学校（幼稚園）までの通学（園）については、保護者の責任において対応します。

児童（園児）氏名	学年（歳児） （希望校（園）への 入学（園）時点）	生年月日	現在通学（園） している小学校・ 幼稚園等
		年 月 日	
		年 月 日	
住 所	〒 ー 近江八幡市		
連絡先 （電話番号）	自 宅	（ ）	
	緊急連絡先	（ ）	

申請理由
.....
.....
.....
.....

通学区域指定校（園）・弾力化制度による希望校（園）を記入してください。

本来の通学区域指定校（園）	弾力化制度による希望校（園）	備 考

※ 申請者が受入れ人数を超えた場合は、抽選となります。

※ 入学（園）した小学校（幼稚園）へは、卒業（園）まで通学（園）することを原則とします。

別記様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

近江八幡市教育委員会

通学区域の弾力化制度利用許可書

通学区域の弾力化制度利用について、下記のとおり許可します。

記

1. 児童(園児)氏名	
2. 生 年 月 日	年 月 日
3. 学 年・歳 児 (希望校(園)入学(園)時点)	
4. 住 所	近江八幡市
5. 本来の通学区域 指 定 校(園)	近江八幡市立
6. 就学(園)許可校(園)	近江八幡市立
7. 備 考	